

「栃木県いじめ防止基本方針」の改定について

栃木県教育委員会事務局学校教育課児童生徒指導推進室

改定の趣旨

平成25年9月に「いじめ防止対策推進法」が施行されたことを受け、本県では、いじめの問題の克服に向け、いじめの防止、早期発見、事案対処のための対策を総合的かつ効果的に推進できるようにすることを目的として、平成26年4月に「栃木県いじめ防止基本方針」(以下、「県基本方針」)を策定した。

「県基本方針」の策定後、いじめの定義に基づいた認知やいじめを認知してからの組織的な対応、いじめを生まない未然防止の取組等について周知や啓発を行ったり、関係機関の代表者や有識者等を委員とした協議会において効果的な取組等について情報交換や情報共有を行ったりし、それぞれの立場でいじめの防止に向けた取組を推進してきた。

国は、「いじめの防止のための基本的な方針」(平成25年10月11日 文部科学大臣決定)を平成29年3月に改定し、地方公共団体、学校の設置者及び学校に対し、速やかに必要な措置を講じ、取組を進めるよう求めている。また、「県基本方針」においても、「策定から三年の経過を目途として、国の状況等を勘案して、県の基本方針の見直しを検討し、必要があると認められるときには、その結果に基づいて必要な措置を講ずる」としている。

これらを踏まえ、県内の市町、学校、地域住民、家庭、関係機関等の連携の下、本県におけるいじめの防止等対策のより一層の強化・推進を図っていくことを目的として、現行の「県基本方針」について見直しを図り、改定することとした。

主な改定のポイント

■【1 いじめの防止等のための対策の基本的な考え方】(p1～)

□いじめの認知やいじめの対処について

改定のポイント	改定の背景
<ul style="list-style-type: none">○ いじめの認知に当たっては、けんかやふざけ合い等、様々な状況の背景にある事情や児童生徒が感じた被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するよう明記した。○ 状況に応じて、「いじめ」という言葉を使わない柔軟な対応も可能であるが、「いじめ」として対処することを明記した。	<ul style="list-style-type: none">・ いじめの認知について学校間での格差があることから、いじめの定義の解釈を明確にする必要がある。・ 安易にいじめではないと判断せず、法の趣旨を踏まえ、いじめの認知と対応を行う必要がある。

■【2 いじめの防止等のために栃木県が実施する施策】(p5～)

□県として実施する施策について

改定のポイント	改定の背景
<ul style="list-style-type: none">○ 幼児期の教育においても、相手を思いやる気持ちを育てる活動の充実を図るなど、発達に応じたいじめの未然防止に係る取組を推進することを明記した。	<ul style="list-style-type: none">・ 小学校におけるいじめの認知件数が増加傾向にあり、就学前の段階からいじめの防止等に関する取組を奨励する必要がある。

□学校の設置者として実施する施策について

改定のポイント	改定の背景
<ul style="list-style-type: none">○ 「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施状況等を、学校評価や教員評価の評価項目に位置付けるよう、設置者が学校に対して指導・助言することを明記した。	<ul style="list-style-type: none">・ 各学校におけるいじめの防止等に関する取組の形骸化を防ぐ必要がある。

■ 【3 いじめの防止等のために県立学校及び私立学校が実施する施策】(p8～)

□いじめの防止等のために策定する「学校いじめ防止基本方針」について

改定のポイント	改定の背景
○ 「学校いじめ防止基本方針」を定める意義に加え、記載すべき内容、評価、策定の留意点等について明記した。	・ 「学校いじめ防止基本方針」を教職員、児童生徒、保護者、地域住民等に適切に周知するとともに、学校は、それに基づいた対応をしっかりと行う必要がある。

□いじめの防止等のために設置する「学校いじめ対策組織」について

改定のポイント	改定の背景
○ 「学校いじめ対策組織」の役割や構成職員、児童生徒や保護者へ周知することについて明記した。	・ 「学校いじめ対策組織」は、いじめの問題について中核的に取り組む組織として、その存在や役割を児童生徒や保護者、地域住民等に広く周知するとともに、十分機能させる必要がある。

□学校におけるいじめの防止等に関する措置について

改定のポイント	改定の背景
○ いじめの未然防止や早期発見、事案対応に関する措置について具体的に明記するとともに、いじめの「解消」の定義について詳細に規定した。	・ いじめを発見した教職員は、一人で抱え込まず、速やかに「学校いじめ対策組織」に報告するなど、学校の全教職員が「いじめ防止対策推進法」の趣旨に則ったいじめ事案への対応を図る必要がある。

■ 【4 県立学校及び私立学校における重大事態への対応】(p15～)

改定のポイント	改定の背景
○ 重大事態への対応について、国のガイドラインに則った対応を行うことを明記した。	・ 「いじめ防止対策推進法」で示された重大事態への対応等について、適切に対応できる体制等を整える必要がある。